



المرابات الم	基本条例を制定しました
	主な 内容 第3回定例会 2~3 一般質問 4~6 基本条例制定される 8~9
	シリーズ消防団1(

開かれた議会の実現に向けて

正副議長就任のあいさつ

佐藤勇二 議 長

いて議長に就任いたしま この度の議会改選にお

した。

のメリハリある議会運営 を含め、 ある議案には修正・調整 ら、可決議案には、 えられますが、執行と議 が必要であると思います。 な後方支援をし、問題の 会との緊張感を保ちなが 議会は、 是は是、 車の両輪に例 、非は非 大き

> ています。 くかが大きな課題となっ ような政策を実施してい 期に入り、今後町がどの 町は、 今地方創生の時

います。 において、 実行・実績が求められて 行動が重要な役割だと感 ばなりません。その意味 められた時間内で計画・ い分けに入りました。決 治体とない自治体のふる 国は、やる気のある自 加速的に進めなけれ スピード感を持 議会の立場・

町の安全・安心はもと

りません。 段と向上しなければな 議会基本条例も制定さ 議員の資質・品位も

ます。 ら努めていきたいと思い 期中議会の和を取りなが としっかり取り組み、任 より、人口対策・活性化

挨拶といたします。 い申し上げ、 ご支援と、ご協力をお願 今後とも議会に一層 議長就任の



協調性ある議会を目指して

岩崎正春 副議長

感をもって、決めるとき 活発な議論と、スピード 化のために、委員会での を支えつつ、議会の活性 みを鑑み、佐藤勇二議長 議長に選任されました重 において指名推薦にて副 この度、 改選後の議会

> 創生に向けて微力ながら 精一杯努力いたす所存で には決め、 遅滞なく地方

だきます。 任のご挨拶とさせていた 添えをお願い申し上げ就 ます。皆様の一層のお力 取り組みたいと思ってい 信頼される議会に全力で 会運営を目指し、皆様に さらに風通しの良い議

◆監査委員の選任同意

同意されました。 員に岡田武二氏が選任 議会から選出の監査委 全会一致で同意



可決し、閉会しました。 ~9ページに原文掲載)

第3回 定例会の概

要

開会日・議会構成 (9月14日)

(3ページに一覧表掲載) 長・委員も決定しました。 員会等の委員長・副委員 長が選任され、各常任委 決定を行い、新議長・副議 会期を30日までとする

▼議案の上程(16日)

特別委員会に付託しまし 算認定等8件を予算決算 補正予算と平成26年度決 程し、平成27年度4会計 条例改正案など8件を上 いて同意しました。更に、 育委員会委員の任命につ てほか2件の報告の後、教 にた経営状況の報告につい 有限会社産業開発しも

▼予算決算特別委員会 (17~18日)

を行いました。 付託された案件の審査

▼閉会日・採決及び一般質 30 日

を行い、採決の結果、委員 付託議案の審査結果報告 案で「議会基本条例」(8 行いました。更に議員 少対策について一般質問を 員が子育て支援、人口減 した。また、高瀬政信議 長報告のとおり可決しま 予算決算特別委員長が 提



佐藤 勇二 委員

永井 正之 副委員長

原 **秀男** 委員長

千野 榮治 委員

堀口 博志 委員

岩崎 正春
委員

総務常任委員会

総務課・地域創生課・住民税務課・会計課及び教育委員会などの所管に関する事項を調査・審議します。



佐藤 博

岡田 武二 委員

木暮 弘元 _{委員長}

岡田 邦敏 副委員長

島﨑 紘一 委員

髙瀨 政信 委員

社会経済常任委員会

健康課・保健環境課・産業観光課及び建設ガス水道課などの所管に関する事項を調査・審議します。

議員役職一覧表

(平成27年9月16日現在)

議長佐藤勇二副議長岩崎正春監査委員岡田武二												
● 委員長	◎副委員長											
氏 名 委員会等	岡田邦敏	永井正之	木暮弘元	原秀男	岩崎正春	髙瀬政信	佐藤博	佐藤勇二	千野榮治	島﨑紘一	堀口博志	岡田武二
総務常任委員会		0			0			0	0		0	
社会経済常任委員会	0		•			0	0			0		0
議会運営委員会			0	0	0		0			•	0	
予算決算特別委員会	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0
広報発行特別委員会	0	•	0	0	0					0		
少子高齢人口対策特別委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0
下仁田南牧医療事務組合議員			0	0			0	0		0	0	
甘楽西部環境衛生施設組合議員		0			0	0		0	0			0
富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合議員			0	0				0				
国民健康保険運営協議会委員	0		0				0					

般 問



髙瀬 政信議員

子育て支援について

議員 町で管理している

遊具は何ヶ所か。

議員 サンスポーツラン 教育課長 教育課で管理 ドには、危険な遊具は で、遊具は4つです。 スポーツランド一か所 している公園は、 サン

教育課長 ローラー滑り台、滑り あるか。 ている。キノコのモ なり現在使用を中止し ニュメントは、劣化、 具は使用判定が不可と 台とブランコの複合游 点検の結果

> 議員 危険な遊具は早急 に撤去して、子供たち めるような対策を考え ので町長部局と相談し ポーツ施設ではある ている。 に怪我のないようにし ていきたい。 ながら子供たちが楽し が、公園で遊具もある 今後については、ス

てほしい。 次に、町で学童保育

在通り抜け禁止になっ

健康課長 利用者が一部

支援できないか。 て、個人負担の一部を

児童に限られているこ

と、また、園の負担が

健康課長 施設は馬山 人で何ヶ所あるか。 を受けている児童は何

クラックが多数あり現

退園させるのか。

議員 町でどのくらい補

名が利用している。 の3分の1程度、約60 利用者は、小学校児童 青倉保育園2か所で

助しているのか。

健康課長 国・県・町が

健康課長 所申し立ての提出によ 場合は、保育所継続入 場復帰が決まっている 対応として、母親の職 を設け、育児休暇中の

ていないと認めないの

健康課長 待機児童がい だいている。 ないため在園していた

議員 保育所に兄弟を預 出来ないと考える。 育休を取得すると一人 けている母親が出産し

増えることから支援は

町単独の基準

予算決算特別委員会主な質疑

議員 職場復帰が決まっ り在園できる。

歳入▼▼▼

議員 個人負担はどれく

ている。

0万から350万円出 が、1施設当たり20 より基準額が変わる 3分の1ずつで人数に

らいか。

議員 子育て支援とし

健康課長 一人あたり7

000円です。

◆平成27年度 般会計 (第2号) 補正予算 下仁田町

問 答 今回の補正の結果 の現在高はいくらか。 の結果、財政調整基金 崩の戻しがある。補正 立が8000万円と取 11億453万円余とな 基金繰入金で決算積

自治体が集まるのか、

いて交付税措置がつく

また、この経費につ

歳出▼▼▼

ります。

問 答 来年度から採用した 他、協力隊の受入れの 要なのか。 集事業で、募集に係る 優良自治体として、兵 会を実施する費用の い協力隊の募集で、高 経費が107万円余必 地域おこし協力隊募 東京、大阪で説明

> るため、関西方面でも ら優秀な人材を確保す 予定している。全国か 希望者の利便を図りた 募集の機会を設けて、 募集会には全国から

る。経費については特 別交付税の対象 町単独での募集とな

料増額について。 文化財調査保護委託

うための委託料の増 馬山小跡地の試掘を行 内宮畑公有地の埋蔵文 公有地の西中跡地及び 化財試掘調査に続き、 既に実施した吉崎地

答 現在、荒船風穴史跡 いてはいつか。 試掘を行う時期につ

庫県朝来市への視察を

2015 秋号

ながら進め、年度内に 行っているところであ 地内で遺構確認調査を は終了したい。 その進捗状況を見

域学連携推進事業に

る。今回、ドローンを 民と共に行う。当町 持つ大学と連携し、若 シンポジウムを計画し の他、11月に地域連携 て、観光プロモーショ 括的連携協定をしてい は、高崎商科大学と包 い視点で調査研究を町 活用した観光PRとし ン画像を作成するもの まちづくりに関心を

中止した経緯につい 林業事業推進対策 森林組合が建設を

見つからず断念した。 ら土地の返還を求めら 峠に作業用建物の建設 していたが、地権者か と帯鋸盤の購入を予定 森林組合が、杉の木 製品の置く場所が

> 遺憾である しい目で対応してもら 算組みだけではなく厳 いたい。議会としても

謳っているのか。 管理運営に関する限度 額については協定書に 体験交流センターの

25万円としている。 年度のみ月割りで11 マヒル被害への対応は メバチ駆除のほか、ヤ 1500万円とし、初 生活環境保全でスズ 協定書のなかで1年

照会し情報収集を行う そうだが、今後、県へ ヤマヒル専用液がある など対応していきた については森林組合に 現在ない。ヤマヒル

てたい。 を改正し、助成金に充 不妊治療費助成要綱

は

乳幼児対策の内容

◆平成26年度 算認定について 般会計 歳入歳出決 下仁田町

問

国や県の信頼問題と

なる。トンネル的な予

町区山車修理、下小坂

歳入▼▼ 問

められるのか。 ついて、どのように決 山下の地価公示価格に 新聞発表された伊勢

もとに決定する。 だが、不動産鑑定士が、 が調査し公表するもの 評価を行いその結果を 売買事例等により鑑定 地価公示価格は、

ことについて。 179万円余りである 円に対して、収入済額 て、当初予算149万 町税延滞金につい

答 見込んだ予算額より が終わるのか。 回収が進んだため。 年内にすべての回収

めたい。 るが、地道な回収に努 べての回収は困難であ いしている。年内にす 本税から納税をお願

歳出▼▼▼

問 緑ヶ丘区環境整備、 矢川区百庚申整備、 補助金の支出先につい 地域づくり支援事業 旭町区七夕まつり、

> 区獅子舞保存に補助し 多くの区に活用して

はどうか。

したい。

20万円をいただいた。 徒からは、自己負担金 率者3名で行った。生 中、応募者10名)、引 生徒10名(募集12名 リスベンに8月13日か 円余で、引率者の経費 支出額計は、574万 ら8月20日までの間、 は、出張手当3万円程、 オーストラリアのブ

の集会所として使用し らの返還要請と本宿区 ので、土地の所有者か 園解体工事は、本宿の 長楽寺境内にあったも 今回の旧かぶら保育

も使える補助金として いただくように何にで 補助金交付要綱によ

り、町長と協議し検討 中学生海外派遣事業

の内容について。 旅行費39万円である。

木塀設置工事の内容 工事と旧里見紙店跡地 旧かぶら保育園解体

> もの。跡地利用につい なくなったことに伴う ては、今後の検討とな

> > て。

場用地賃借料につい

坪で2名の方から年額

借地面積772.7

175万円余で借りて

問

庁舎等管理費の駐車

ので、木塀の設置をし り、景観上もよくない 解体をした結果、 客用駐車場として、看 たもの。現在は、観光 板を設置し利用してい

のか。

て、職員の負担はある

駐車場用地につい

の住宅が丸見えにな 地木塀設置工事につい ては、一昨年度建屋の また、旧里見紙店跡 周り

間45万円支出をしてい から19年まで、職員個 く、職員共済会から年 人からの徴収ではな 現在ない。平成12年



中学生海外派遣 (ケアンズ・4マイルビーチ)

20年度にはなくなっ ら給料総額の1000 する駐車場負担金もな 対してあったが、平成 程の負担金が共済会に 分の3で約200万円 くなっている。 に、共済会から町に対 た。この削減と同時

どうか。 という話も聞くので、 費用を出すのはどうか 検討されたい。 防災用倉庫の状況は 税金で職員駐車場の

答 旧馬山小学校跡地に ボディーコンテナ2台 中型トラックのアルミ 9月補正に計上した。 飲料水と非常用食料を 年の冬に備え、非常用 い状況であるため、今 800kのみで少な 設置。 備蓄は飲料水1

新聞等に6回広告掲載 の年間広告料支払いと してある町の観光看板 告代と観光宣伝新聞広 を行った。 告料について。 下仁田駅構内に設置 下仁田駅構内看板広

> をしたほうが良いので 9月補正予算で増額 もっと積極的なPR

た。当時は下仁田町か

問

したもので対応した

いないか。 額は8万円で変わって 家族介護慰労金の金

変わりはない。

が100日を超えない 施設入所、入院、ショー なものか。 トステイ等の利用期間 要介護4以上の方で 支給要件はどのよう

方を介護している家族

除染対策事業費委託

ことも検討されたい。 等はどのように考えて くようだが、サービス 28年度から変わってい えると、金額を上げる へ支給している。 家族の方の苦労を考 介護保険制度が平成

けている方に不利益に て、現在サービスを受 ならないようなサービ ス体制づくりを検討し 検討委員会を作っ

問 要支援の人が現在受

は、職員が毎回確認し

空間線量について

にしているか。

結果公表はどのよう

行っている。期間は3 会場で介護予防教室を 状態の人を集めて、 いように、その手前の 委託料について。 料である。 している。町の社会福 ベ788人の方が参加 ケ月で12回開催し、延 祉協議会への事業委託 要介護状態にならな 「元気クラブ」

答 置き場内4ヶ所の空間 週1回、除去土壌等仮 残りの248万円余は として167万円余。 測定の業者への委託料 金について内訳は、 下水等採水業務の業者 線量測定と月1回の地 点を年2回、空間線量 町内15地区157地

運営 5 載している。

、の委託料である。

いるのか。

町ホームページへも掲 の掲示板にて周知及び 射能検査を行い、翌日 採水した地下水等の放 には下吉崎の集会所前

れるように考えて欲し とよく話し合い受けら プサービス等を社協等 けている、ホームヘル

託料と助成金の支出の 違いについて。 スズメバチ駆除費委

申請により専門業者が 除費助成要綱に従い、 どのやむを得ない場合 通学路になっているな 遠方に在住し、付近が もの。委託料は、空き スズメバチの巣を駆除 に町で専門業者を依頼 家等で所有者が高齢で 万円を限度に補助した した経費の1/2、1 助成金は町のハチ駆

ついて。 チン接種病院委託料に インフルエンザワク

したもの。

己負担は1000円 0円となり、町民の自 成が1人当たり280 0円のうち町からの助 27人分の接種費用に て65歳以上の町民22 なる。接種費用380 原則(特例有)とし

答 3682人で、 割になる。

問 これからインフルエ て周知されたい。 のためにも接種につい なるので、重症化予防 ンザの流行する時期と

答 今年度については、 案内している。 る予定。また、各医療 10月の広報で案内をす れたポスターの掲示で 機関には管内で統一さ

生活保護者については 全額町負担となってい

種しているのか。 何人で、何割の方が接 65歳以上の対象者は

約 6

をしている。自身で立 みのない方へ電話勧誘 26名中、利用者20名。 ば効果が出るのか。 実行できれば効果が出 を続ける。行動計画を めに、3~6ヶ月支援 てた目標を達成するた 個別通知の後、申し込 26年度は、対象者1



元気クラブ (歯科衛生士さんとお顔のマッサージ)

防)の対象者は何人 おいた生活習慣病予 の予防・解消に重点を ボリックシンドローム

か。保健指導を受けれ

問

特定保健指導(メタ

9月定例会審議結果

○は賛成、×は反対を表しています

								10 貝/	Σ、×	10/2/	.) C 20		
議案番号	議案名	岡田邦敏	永井正之	木暮弘元	原秀男	岩崎正春	髙瀬政信	佐藤博	千野榮治	島﨑紘一	堀口博志	岡田武二	審議結果
56	監査委員の選任について				0	0		0			0		同意
57	教育委員会委員の任命について			×	0	0	0	×	0	0	0	0	同意
58	下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例			0	0	0		0	0		0	0	可決
59	下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例		0	0	0	0		0	0	0	0		可決
60	下仁田町税条例の一部を改正する条例		0		0			0	0		0		可決
61	下仁田町手数料条例の一部を改正する条例		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
62	下仁田町いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査 委員会の設置等に関する条例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
63	下仁田町役場出張所設置条例を廃止する条例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
64	財産の取得について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
65	平成27年度下仁田町一般会計補正予算(第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
66	平成 27 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第 1 号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
67	平成 27 年度下仁田町介護保険特別会計 補正予算(第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
68	平成 27 年度下仁田町浄化槽整備事業 特別会計補正予算(第 1 号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
69	平成 26 年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	認定
70	平成 26 年度下仁田町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	認定
71	平成 26 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について	0	0	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0	認定
72	平成 26 年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	認定
73	平成 26 年度下仁田町簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	認定
74	平成 26 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計 歳入歳出決算認定について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	認定
75	平成 26 年度下仁田町水道事業会計決算認定について	0	0	0	\circ	0	0	\circ	0	0	\circ	0	認定
76	平成 26 年度下仁田町ガス事業会計利益の処分及び 決算認定について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	認定
77	予算決算特別委員会設置に関する決議	0	0	0	0	0	0	\circ	0	0	\circ	0	可決
78	広報発行特別委員会設置に関する決議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
79	少子高齢人口対策特別委員会設置に関する決議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
80	下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例の 一部を改正する条例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
81	下仁田町議会会議規則の一部を改正する規則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
82	下仁田町議会基本条例(佐藤 博 提出分)	0	×	0	×	×	×	0	×	×	×	×	否決
83	下仁田町議会基本条例(岩崎正春 提出分)	×	0	×	0	0	0	×	0	0	0	0	可決
					上越译								

※佐藤勇二議長を除く11人で採決を行います。

策定経緯

下仁田町議会では、

田町議会基本条例制定される

より開かれた、 より分かりやすい議会を目指して

年10月1日から施行 平成 **27**

> 平成24年は、7回。4月 議案として提出することと わる中で周知を図り、 議会では、9月定例会中 成7年8月20日の議員協 平成27年は3回。なお、平 は3回。平成26年は6回。 に行きました。平成25年 11日には東吾妻町へ視察 タートし、平成23年は一回。 に再度新たなメンバーが加 しました。 追加

文化し、 容を基本的に踏襲し、 議会運営で行われている内 基本的な概要は、 わかりやすくしま 現在 明

いつでも可能であります。 応え、より良い条例改正が ました。常に町民の付託に 見直し手続きも盛り込み に対応すべく最高規範の を取り巻く諸状況の変化 この条例は、国内外や町

> 基本条例 下仁田町議 会

目

討を始めました。

平成23年5月6日にス

会運営委員会において検 の検討を始め、当初は、 成23年4月から議会改革

前 ▼第1章 文次

目的

*第2章

第3章 議会、 議員の活動原則

町民と議会の関係

第4章

議会と町長等との関係

第5章 政策

等の形成過程 ▼第6章

第7章 議会事務局

附則 最高規範の見直し手続

域でもある。私たち下仁 という)は、 よる日本ジオパークの地 船風穴」と特異な地質に 国指定史跡·世界遺産「荒 ニャクの特産物を有し 下仁田町 ネギとコン 以下 町

> 遵守し、 いう。) 第67号。以下「法律」と としてこの条例を制定す が定める規定を 議会の最高規範

目的 ▼第1章 (目的)

この条例は、 議会の基

第1条

報提供、共有化を図り、 れた議会運営のもと、情 方自治法(昭和22年法律 えることを目指して、 者として町民の負託に応 勢を明確にし、町民代弁 ともに、改革と規範の姿 及び責務を明確にすると う議会の果たすべき役割 う二元代表制の一翼を扣 議員を直接選挙するとい るとともに、更に発展さ 議会の関係を明らかにす うものである。 町民・行政 行っていくことを固く誓 言や監視機能を積極的に 常に対話を重ね、 町民にわかりやすく開か 公正及び透明性を確保し、 を発揮するため、公平、 地方公共団体議会の 政策提 た議会を目的とする。

▼第2章

第2条

重視し、町民参加を推進 公平、公正及び透明性を 関であることを自覚し、 議会は、町民の代表機

9

会議規則は、下仁田

31号) による。

の負託に的確にこたえて もに、議会の公平、 また政策の立案及び提言 ち、監視機能を発揮する。 等とは緊張ある関係を保 りを推進していく。町長 の協調のもと、まちづく 策の提言等その持てる権 意見書及び決議による政 定める。条例の制定、 いくため、必要な事項を 議会の関係等を明らかに という)の関係、 執行機関(以下「町長等 員の責務、議員の活動規 本理念及び基本方針、 とにより、町民に開かれ 及び透明性を確保するこ に積極的に取り組むとと と工夫を研鑽し、町民と 能を活用し、自らの創意 査権及び監査権の行使、 議会と町長その他の 将来にわたって町民 、町民と 公正 調

議会、議員の活動原則 (議会の活動原則)

よる。

仁田町条例第21号)に

する議会に努めなければ ならない。 多様化する町民の意

という)は、十分に機能

田町議会(以下「議会」

3 見を、政策形成に適切 議論をする場である。 めなければならない。 に反映できるように努 議会は、町民を代表 町の施策につい 7

意欲を高める運営に努 めることとする。 議会は、 町民の傍聴

5 とする。 明する様に努めること 開の時刻を傍聴者に説 必要に応じて理由と再 議会は、定刻に開会 休憩する場合は、

6 町議会の議員の諸給与 田町議会議員定数条例 支給条例 例第22号) による。 議員報酬は、下仁田 (平成14年下仁田町条 議員の定数は、 (昭和31年下 下仁

交付に関する条例 田町議会政務活動費の 成24年下仁田町条例第 政務活動費は、 下仁 伞

町議会会議規則 第1号)による。 63年下仁田町議会規則 (昭和

第3条 、議員の政治倫理)

らない。 ならず、道義的にも模範 とともに、法令遵守のみ 位を保持するよう努める 清廉を基本として常に品 認識し、公正、 たる様に努めなければな 責務を有することを深く して町政に携わる権能と 議員は、町民の代表と 誠実及び

2 議員は、倫理性を常 に自覚し、自己の地位 してはならない。 に基づく影響力を行使

処置することができる 号)に照らし合わせて 年下仁田町条例第29 の不当要求行為等を防 令や下仁田町議会議員 られた場合は、 行為等があったと認め 止する条例等(平成24 議員の資質に反する 、関係法

(議員の自由討議)

第4条

の機関であることを認識 府であること及び合議制 議員は、議会が言論の

> 議の推進に努めなければ ならない。 議員相互の自由な討

> > める。

論をして自己の能力を ての活動をする。 高め、日々の研鑽によっ ついて的確に判断、 て、町民の代表者とし 議員は、町政全般に

町民と議会の関係 ▼第3章

第5条

(町民と議会)

2 議会は、本会議の他、 さなければならない。 発信し、説明責任を果た 極的にその有する情報を 議会は、町民に対し積

3 考人及び公聴会制度を 政策的見識等を議会に 活用し、専門的、 委員会を原則公開する。 反映させる。 議会は、委員会に参 かつ、

情を、政策提案と位置 とができる。 聴く機会を設置するこ づけ、提案者の意見を 議会は、請願及び陳

け、政策能力強化に努 等の意見を聴く場を設 拡大を図るため、町民 議会は、政策提案の

> 6 報公開を行う。 議会活動に対して、 広報等で公表するなど、 る各議員の態度を議会 議会は、議案に対す

(委員会)

第6条

ければならない。 会は適切な運営に努めな に対応するため、各委員 対して迅速、かつ、的確 や新たに生じる課題等に く様々な社会情勢の変化 議会は、町民をとりま

2 委員会は、行政の監 策立案及び提言を積極 視と評価とともに、政

3 統括する。 委員会は、 委員長が

第7条 (議会報告会と広報活動)

(2)検討した他の政策案

議会は、町民に議会報

り、広く町民が閲覧で ジなどの適時活用を図 的に把握するように努 き、意見や要望も日常 ればならない。 催することに努めなけ 告会を必要に応じて開 議会報やホームペー

の質疑、一般質問は、 答方式とする。 一問

する議員は、論点を明 ければならない。 確にするように努めな 会議で発言しようと

▼第5章

政策等の形成過程 (政策等の形成)

う) の過程説明をするよ て計画、政策、施策又は うに求めることができる。 事業(以下「政策」とい ①政策の発生源

(5)関係ある法令及び条 拠又は位置づけ

(7)将来の投資効果を検 ⑥政策に関わる財源措置 証する

めなければならない。

議会と町長等との関係 (議会と町長等との関係)

会議における町長等へ

第9条 議会は、町長等に対し

④総合計画における根 ③他の自治体と類似す る政策との比較検討

第8条

3

第10条

制の整備に努めるものと 務機能の充実強化及び体 議会事務局の調査及び法 かつ、効率的に行うため び提言に関する能力を向 上させ、議会活動を円滑 議会は、政策の立案及

及び議員活動が円滑に 務局の適正な人員配置 行われるため、議会事 に努める。 議会は、議会の運営

3 職務を遂行するものと 実及び発展を心がけ 常に議会の活性化、充 議会事務局の職員は、

論点を明らかにし、 政策水準を高めるため を審議するに当たり 議会は、前項の提案

行後における政策評価 に資する審議に努める。 最高規範の見直し手続 ▼第7章 第11条 (条例の見直し等) この条例は、議会にお

▼第6章 対して第1項各号の規 書の説明は、町長等に を求めることができる 定に準じて事業別資料 議案書及び予算決算 2 ことを認めない。 議会関係条例を制定する 会は、この条例に反する ける最高規範であり、議

議会事務局 (議会事務局の整備)

底を行わなければなら にこの条例の周知、

議会改選後は、

直ち 徹

議会関係条例等の改正

議会は、検証の結果、

ら施行する。

則

じる。

合は、適切な処置を講 が必要と認められた場

この条例は、 公布の日か



1

下仁田町消防団本部

下仁田町消防団

うことが主な活動内容で 地域での経験を活かした 消火活動・救助活動を行 ら現場へ駆けつけ、 その

我々が今出来る事を

牧村、

青倉村の1町4村

各町

和3年3月10日に下仁田

馬山村、小坂村、

西

下仁田町消防団は、

昭

に備えております。 従事し、万が一の火災等 所有機材の整備点検等に も訓練や予防啓発活動

ようお願い申し上げま

れもご注意くださいます

「火の元」には、くれぐ

林副団長

ました。

団がひとつになり発足し 村に設置されていた消防 の町村合併により、

部とし、第1分団

下仁

第2分団 (青倉)

現在は、正副団長を本

です。 のが現況です。入団資格 ご協力いただければ幸い できますので、是非とも 勤務している方なら入団 で当町に居住、若しくは が、一般的には18歳以上 は町条例で定めています 員の確保に苦慮している は人口減少により新入団 しかしながら、近年で

ます。

8月現在) で活動してい

総数164名(平成27年 (馬山) と構成され団員

> 害発生時に自宅や職場か また、平常時において 寒い季節となりますので とをお約束すると共に、 更に強い組織であるため 精一杯取り組んで行くこ 年後に下仁田町消防団が

土谷副団長

神戸団長

第3分団 (小坂)、

第 4

分 団

(西牧)、第5分団

見やすく、読んでいた お届けします。 しました。 月定例会について編集 だける紙面作りを心掛 本号は、平成27年9 議会だより第71号を 皆様方に出来るだけ

委員長

副委員長

岡田邦敏 永井正之

要望がありましたら、 員でスタートしました。 議会改選で、広報発行 お知らせください 特別委員会も次の構成 広報発行特別委員会

次の定例会は12月の予定です。 議会傍聴をお待ちしています。 日程などのお問い合わせは **2564-8810**



2015

秋号



編集室から

づきの点やご意見、 けておりますが、 お気

委員

木暮弘元 秀男

印刷/荒瀬印刷株式会社

島﨑紘 岩崎正春

異なり、火災や大規模災

最後に、10年後また20

で勤務する消防署員とは

る消防機関ですが、

常勤

同様に消防組織法に基づ

各市町村に設置され

消防団とは、

消防署と